## イリノイ州の監護法制の概要

イリノイ州法において、家族に関連する制定法は個別に複数あり、その中で監護権に関連する規定を有する制定法は「イリノイ州婚姻および婚姻の解消法(Illinois Marriage and Dissolution of Marriage Act(750 Illinois Compiled Statutes 5))」である。同法は、第一編:一般規定(General Provisions)、第二編:婚姻(Marriage)、第三編:婚姻の無効の宣言(Declaration of Invalidity of Marriage)、第四編:解消および法的別居(Dissolution and Legal Separation)、第五編:財産、扶養および弁護士費用(Property, Support and Attorney Fees)、第六編:監護権(Custody)、第七編:雑則(Miscellaneous)、第八編:適用および可分性(Application and Severability)の八編に分かれており、第六編において監護権に関する規定が置かれている。

同州の成年年齢は 18 歳であり、未成年の子とは 18 歳未満をいう。婚姻中は父母双方が子の親であり監護権者であるが、離婚後においては、子の最善の利益を基準として裁判所が子の監護権者を決定する。イリノイ州においては、共同監護が認められている。監護権が付与されなかった者には訪問権が付与されうる。婚外子の場合には、事実主義のもと、親子関係が確定していれば、監護権が付与されうる。いずれも、離婚後の子の監護権の問題と同様に、子の最善の利益が判断基準となっている。なお、同州のハーグ条約の執行法にあたる制定法として、「統一子の監護権に関する管轄権および執行法(Uniform Child-Custody Jurisdiction and Enforcement Act(750 Illinois Compiled Statutes 36))」がある。